

総社市告示第43号

総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和8年4月10日

総社市長 片岡 聡 一

総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている中小事業者等の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な事業運営に資するため、総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者、同条第5項に規定する小規模企業者又はこれらと同等と認められるものをいう。
- (2) 支給対象事業者 別記に掲げる支援金の支給対象となる中小企業者等をいう。
- (3) 従業員数 令和8年4月1日時点において、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者のうち市内の事業所に常時勤務する者(以下この号において「被保険者」という。)の数をいう。ただし、別記5ただし書に該当する場合における被保険者は、当該支給決定の対象となる事業以外の事業に係る者とする。

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、個人事業主にあつては10万円とし、法人にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 従業員数が49人以下の中小企業者等 20万円
- (2) 従業員数が50人以上の中小企業者等 30万円

2 支援金の支給は、1支給対象事業者につき1回限りとする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支給対象事業者(以下「申請者」という。)は、令和8年8月31日までに、総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金支給申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金支給決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、支援金を支給することが適当でないと認められるときは、総社市中小企業者等物価高騰対策重点支援金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の審査に当たり、支給申請に係る中小企業者等その他の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(支給決定の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を受けたものが、虚偽その他不正の手段により支援金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その取消しに係る部分の支援金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第7条 支援金の支給を受ける権利は、譲渡又は担保に供してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別記(第2条関係)

支給対象事業者

支給対象事業者とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- 1 令和8年4月1日現在において事業を行っており、かつ、継続してこれを行う意思があること。
- 2 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 市内に事業所を有し、かつ、市内で事業を営んでいるもの
 - (2) 市内に住所を有する個人事業主
- 3 次のいずれかに該当すること。
 - (1) 医師、歯科医師又は助産師
 - (2) 系統出荷による収入のみである個人農業者、林業者又は水産業者
 - (3) 一般財団法人又は公益財団法人
 - (4) 一般社団法人又は公益社団法人
 - (5) 医療法人
 - (6) 学校法人
 - (7) 農事組合法人
 - (8) 社会福祉法人
 - (9) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、企業組合又は協業組合等、会社又は会社に準ずる営利法人
 - (10) 個人事業主の商工業者
 - (11) 特定非営利活動法人（収益事業を行っているものに限る。）
- 4 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 発行済株式の総額又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（事業を営むもので、中小企業基本法第2条第1項各号に規定する事業ごとの資本金の額又は出資の総額及び常時従事する従業員数の要件を超えるものをいう。以下同じ。）が所有しているもの
 - (2) 発行済株式の総額又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有しているもの
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めるもの
 - (4) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を運営しているもの
 - (5) 代表者（個人事業主である場合はその者）若しくは役員等が、総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するもの又は当該暴力団員等と密接な関係を有するもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業等を行うもの
 - (7) 市税の滞納があるもの
- 5 次の各号の規定による支給決定を受けていない又は受ける予定がないこと。ただし、当該支給決定を受けている又は受ける予定のもののうち、当該支給決定の対象となる事業以外の事業を営んでいるものについては、この限りでない。
 - (1) 総社市医療機関等物価高騰対策重点支援金支給要綱（令和8年総社市告示第37号）第6条第1項
 - (2) 総社市介護施設等物価高騰対策重点支援金支給要綱（令和8年総社市告示第38号）第6条第1項
 - (3) 総社市障がい福祉施設等物価高騰対策重点支援金支給要綱（令和8年総社市告示第39号）第6条第1項
 - (4) 総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金支給要綱（令和8年総社市告示第40号）第6条第1項
 - (5) 総社市保育施設物価高騰対策重点支援金支給要綱（令和8年総社市告示第41号）第6条第1項